

令和7年度 地域の子どもの福祉のための助成 募集要項

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
神戸市共同募金委員会

1. 助成事業の目的

この要項は、兵庫県共同募金会（以下「県共募」という。）および神戸市共同募金委員会（以下「市共募」という。）が、中央共同募金会を通じて、企業から寄せられた寄付金を財源とし、児童福祉施設や児童福祉の推進を図る団体（以下「団体等」という。）による地域の児童福祉事業に対して助成を行うことにより、子どもの貧困や虐待防止の活動を促進することを目的とする。

2. 助成対象事業

（1）施設助成

- ・児童福祉施設の改善：入所児童の処遇環境改善、施設の地域福祉活動等

（2）事業助成

- ・子どもの虐待防止：虐待防止プログラムの普及や、かつて虐待を受けた子どもの支援活動等
- ・経済的支援：生活困窮世帯等の子どもの進学支援
- ・教育支援：就学援助、奨学金支援、学習支援
- ・児童養護施設を退所した児童や若者（ケアリーバー）への支援
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・大学生の困窮に関する支援
- ・外国にルーツをもつ子どもへの支援
- ・こどもの居場所事業（食支援・学習支援等）への支援
- ・その他、兵庫県共同募金会及び神戸市共同募金委員会が必要と認めた支援

※単発事業の助成については、概ね10名以上の児童が参加していること。

※こどもの居場所事業の助成については、概ね毎回5名以上の児童が参加していること。

3. 助成対象団体等 ※下記（1）～（3）全て満たすもの

- （1）子どもの貧困や虐待防止等、児童福祉の推進を図ることを目的に活動する児童福祉施設や団体であること。

- ①子どもの貧困や虐待防止のために活動を実施していると判断される団体等
- ②ひとり親家庭等困窮している子どもとその世帯のための支援や里親支援、ヤングケアラーへの支援を行う団体等
- ③児童福祉施設等

児童養護施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、医療型障害児入所施設、ファミリーホーム

※保育園および幼保連携型認定こども園、放課後等デイサービス事業所および児童発達支援事業所は本助成の対象外とする。

- ④児童福祉施設が加盟する組織団体であって、加盟施設間の合同行事や職員の資質向上等を目的とした合同研修を行う団体等

※保育園連盟を含む

⑤子どもの居場所を運営する団体等

※国、県、市、区社会福祉協議会の助成金等、公的な助成金の交付を受けている
こどもの居場所やこども食堂は本助成の対象外とする。

- (2) 営利を目的としない団体等であること。法人格の有無は問わない。
(3) 前年度までに設置または結成されている団体等であり、当年度の「地域の子どもの福祉のための助成募集要項」発出時点において継続して活動を実施していること。また、前年度に概ね月1回もしくは概ね年12回の活動を行っている団体等であること。

4. 助成対象外の団体等

※上記「2. 助成対象事業」「3. 助成対象団体等」の記載にかかわらず、次のいずれかに該当する団体等は助成対象外とする。

- ①特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体等、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体等。

※反社会的勢力に該当する団体等とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体等をいう。

- ②本会または関連する支援団体や行政機関等からの助成金、補助金、委託金、事業報酬等に関して、過去1年以内にこれら交付金等の取り消し、処分等を受けている団体等。

5. 助成対象となる事業の実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日の間で実施される事業とする。また、令和7年度以内に実施された事業であれば、遡及して助成対象とすることができる。

6. 助成上限額

助成上限額は次のとおりとする。

	区 分	助成上限額
(1)	子どもの貧困や虐待防止のために活動を実施していると判断される団体等	50万円
(2)	ひとり親世帯等困窮している子どもとその世帯のための支援や里親支援、ヤングケアラーへの支援を行う団体等	50万円
(3)	児童福祉施設等	50万円
(4)	(3)が加盟する組織団体であって、加盟施設間の合同行事や職員の資質向上等を目的とした合同研修等を行う団体等 加盟施設数 5施設まで：上限 20万円 6施設から10施設まで：上限 50万円 11施設から15施設まで：上限 70万円 16施設以上：上限100万円	左記のとおり
(5)	こどもの居場所を運営する団体等	5万円

対象経費は下表のとおり

費 目	詳 細
備 品 整 備 費	事業実施のために必要な備品の購入費 ※但し備品等の老朽化に伴う購入費は対象外
拠 点 整 備 費	事業実施のための設備等の改修費 ※但し設備等の老朽化に伴う改修費は対象外
会場費・会議費	事業実施のための会場使用料や打合せ等の会議実施に要する費用
旅 費 交 通 費	外部講師の旅費やボランティアの交通費等
通 信 運 搬 費	事業実施のための郵送費、通信費、宅配便代等
印 刷 製 本 費	コピー代もしくは印刷物の作成費
消 耗 品 費	事業実施のための材料等の物品購入費
保 険 料	行事保険料、ボランティア保険料
謝 金	講師、ボランティア等への謝金 ※但し助成対象事業に該当することが明確であるもの

※なお以下のような費用は原則として対象外とする。

- ・団体等の運営に伴う経費
(団体等構成員の賃金や役員経費、事務所の管理費や借上費等)
- ・団体等構成員の飲食代

7. 助成の申請スケジュール及び手続き

(1) 申請受付期間

令和7年10月10日(金)～ 令和7年11月21日(金) (必着)

(2) 申請手続き

助成を受けようとする団体等は、以下の書類を本会へご提出ください。

助成金申請書様式は本会ホームページよりダウンロードができます。

(<https://www.with-kobe.or.jp/detail/j-other/>)

- ①定款・規約・会則等
- ②役員名簿もしくは構成員名簿

- ③前年度の決算書・事業報告書・会計報告書等（任意団体は収支報告書等）
 - ④様式1 助成申請書
 - ⑤様式2 助成金収支見込表
 - ⑥R7 助成申請チェックリスト
 - ⑦団体等の活動がわかる書類（パンフレット等）
 - ⑧見積書・カタログ等（申請段階では一業者の見積もりで可、インターネットの
販売サイトの資料でも可）
- ※備品整備費、拠点整備費を含む助成を希望する団体等のみ。

8. 申請の留意事項

- （1）寄付者である企業が「地元貢献している」と実感できる事業であること。
- （2）国、県、市、区社会福祉協議会の助成金等、公的な助成金の交付を受けているこ
どもの居場所やこども食堂の活動は除く。
- （3）他の助成の交付を受けている事業の場合は、本助成金の対象経費のうち、他の助
成金と重複しない経費のみ対象とする。
- （4）1施設または1団体につき1回の申請とする。
但し、助成対象上限額の範囲内で、複数の事業を実施することができる。
- （5）同一法人の複数の事業所から申請がある場合は、申請事業の重複や支援対象者の
重複は認めない。
- （6）助成を受ける団体等が、やむを得ない事情により助成金の使途を変更する場合は、
別途助成変更申請書を市共募に提出し、県共募の承認を受けなければならない。
- （7）寄付額および応募数によっては助成額が減額となる場合がある。

9. 事業報告

事業報告書は、神戸市共同募金委員会及び兵庫県共同募金会が確認したのち、最終的
に寄付者である企業に提出する。

助成金を活用した支援を受けた子どもや親からの「ありがとうメッセージ」や事業レ
ポート等、事業効果がわかる書類を提出する。

10. 助成事業のスケジュール（予定）

- （1）助成申請 : 令和7年11月21日（金）必着
- （2）助成決定の通知 : 令和7年12月中旬
- （3）助成金請求書の提出 : 令和7年12月下旬
- （4）助成金振込（県共募より） : 令和8年1月下旬
- （5）報告書提出期限 : 令和8年3月31日（火）必着

11. 申請書・報告書の提出方法について

申請・報告ともにメール（akaihane_info@with-kobe.or.jp）で提出。

※「ありがとうメッセージ」は原本を下記送付先へ郵送にて提出。

12. 問合せ先及び送付先

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3-1-3 2 こうべ市民福祉交流センター 4階

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部内

神戸市共同募金委員会事務局 （深田・宮本・養性）

TEL：078（271）5317

E-mail：akaihane_info@with-kobe.or.jp